さいたま市告示第203号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模 小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第 5条第3項の規定に基づき公告します。

平成31年1月30日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ステラタウン

所在地 さいたま市北区宮原町一丁目854番地1外3筆、853番地1外13筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称 スバル興産株式会社

代表者氏名 代表取締役 小坂井康雄

住所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

イトーヨーカドー棟:9:00~23:00

イトーヨーカドー棟以外:9:00~22:00

(変更後)

イトーヨーカドー棟:9:00~23:00

薬局棟:8:30~22:00

イトーヨーカドー棟・薬局棟以外:9:00~22:00

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

4街区地下・屋上:8:30~翌0:30

3街区1階・屋上:8:30~22:30

(変更後)

4街区地下・屋上:8:00~翌0:30

3街区1階・屋上:8:00~22:30

(4) 変更する年月日

(ア)(イ)平成31年3月1日

(5) 変更する理由

(ア)(イ)来店客の利便性向上のため。

2 届出年月日

平成30年12月28日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成31年1月30日から平成31年5月30日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1966

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区大門町3丁目1番

電話 048 (646) 3093

FAX 048 (646) 3151

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。
 - (1) 意見書の提出期間

平成31年1月30日から平成31年5月30日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1966